

報告第14号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次


専決第9号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月16日専決

新城市長 穂積亮次

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 事故発生日時  | 平成30年10月1日未明   |
| 2 事故発生場所  | 新城市字向野31番地3  |
| 3 賠償する相手方 |  |
| 4 事故の概要   | 台風の強風により、新城中学校の校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の屋根材が外れ、相手方の所有する建物に接触し、外壁及び樋の一部が破損した。                   |
| 5 損害賠償額   | 154,440円   |